

国 地 契 第 3 6 号
国 官 技 第 2 6 4 号
平成 22 年 12 月 16 日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて

大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長

通信設備工事における維持管理付き工事の試行について

通信設備工事において、設備の機器製作及び据付調整工事並びに維持管理を一体で行う維持管理付き工事を下記のとおり試行することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 試行内容

本試行は、契約を締結した年度を含めた2ヶ年度において設備の機器製作及び据付調整工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備の引渡しを受けた後、3ヶ年度にわたり役務の提供として当該設備の点検等の維持管理（以下「維持管理」という。）を行うものとする。対象工事の予算措置は5年国債によるものとする。

なお、本試行による場合には、入札公告及び入札説明書において、当該工事が維持管理付き工事の試行対象工事である旨を明らかにすることとする。

2. 契約の締結について

(1) 契約書の締結

本試行における契約の締結にあたっては、契約書の標準例として別添3を用いることとし、契約書の別冊1として工事に係る契約書を、別冊2として維持管理に係る契約書を添付するものとする。

(2) 工事及び維持管理に係る請負代金額の算出について

本試行においては、契約書における請負代金額の記載のうち、工事及び維持管理に係る請負代金額については、それぞれに係る官積算額に落札率を乗じて算出した額をもとに、受発注者間の協議により総価契約の内訳として合意することとする。ただし、合意に至らない場合には、発注者が定めるもの

とする。

3. 設備の引渡しについて

本試行においては、契約を締結した年度を含めた2ヶ年度において工事を行い、設備の据付調整工事の完了後にその引渡しを受けるため、あらかじめ入札説明書及び特記仕様書により、契約の履行期間並びに工期及び維持管理に係る履行期間を明示しておくこととする。

設備の据付調整工事の完了後、所要の検査を実施し、評定を行う。

その後、設備について引渡しを受け、工事に係る請負代金の全額を支払うものとする。

4. 維持管理について

設備の引渡しを受けた後3ヶ年度の維持管理は、「電気通信施設点検業務共通仕様書（案）」及び「電気通信施設点検基準（案）」に基づき実施するものとし、各年度において履行確認に関する検査を行う。

なお、維持管理は、建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日付け国総建第97号）により、建設業法第2条第1項に規定する建設工事に該当しない「保守に関する役務の提供等」にあたるとされていることから、維持管理の実施期間中は主任（監理）技術者及び現場代理人の配置は求めず、非専任の管理技術者の配置を求めることがある。

5. 入札公告等への記載について

本試行にあたっては、工事と維持管理を一体的に発注することから、入札公告等には通常の工事に関する記述のほか、次に定めるところに従い、維持管理に関する記述も行うこと。

(1) 競争参加資格

本試行の対象工事における競争参加資格については、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3第20号の通信設備工事の資格を一般競争参加資格として求めるほか、平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の競争参加資格を有することも求めるものとする。

(2) 契約の履行期間等

契約の履行期間並びに工期及び維持管理に係る履行期間については、3.に定めるところに従い、入札説明書及び特記仕様書に記載すること。

(3) 工事及び維持管理に係る請負代金額の算出

工事及び維持管理に係る請負代金額の算出については、2.（2）に定めるところに従い、入札説明書にその旨を記載すること。

(3) 管理技術者

設備の引渡しを受ける予定の日以降、3ヶ年度の維持管理に係る期間においては、管理技術者を当該業務に配置することを求めることとし、入札説明書にその旨を記載すること。

(4) 瑕疵担保期間

瑕疵担保期間は、工事に係る瑕疵については、設備の引渡しを受けた日から2年とし、維持管理に係る瑕疵については、維持管理に係る完了検査を受けた日から1年とする。

(5) その他特記仕様書への記載事項

上記項目のほか、次の項目について特記仕様書に記載すること。

1) 維持管理について

維持管理については、「電気通信施設点検業務共通仕様書（案）」及び「電気通信施設点検基準（案）」に基づき実施するとともに、維持管理の実施後、実施した維持管理の結果（技術的所見のとりまとめを含む。）を速やかに提出すること。

また、各年度末においては、該当年度に実施した維持管理の結果を取りまとめた業務報告書を提出すること。

2) 臨時点検について

災害その他の要因により設備に障害が発生した場合、受注者は、発注者の指示により臨時点検を実施し、設備の障害箇所の発見、報告及び修理等を行うものとする。

なお、受注者の責めによらない事由により、施設に障害が発生した場合に臨時点検を実施した場合、発注者は契約変更を行うこととする。

3) 定期交換部品の交換について

定期交換部品の交換は、各年度ごとに実施した維持管理の結果に基づき、発注者の指示により実施するものとする。

6. 入札公告等への記載例

入札公告等への記載にあたっては、次の(1)から(4)までに掲げる記載例を参考すること。

(1) 入札公告への記載例

入札公告への記載例は、別添1に定めるところによる。

(2) 入札説明書への記載例

入札説明書への記載例は、別添2に定めるところによる。

(3) 契約書への記載例

契約書への記載例は、別添3に定めるところによる。

(4) 特記仕様書への記載例

特記仕様書への記載例は、別添4に定めるところによる。

(別添1) 入札公告への記載例（抜粋）

○ 工事概要

(○) 本試行は、契約を締結した年度を含めた2ヶ年度において、設備の機器製作及び据付調整工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、3ヶ年度にわたり役務の提供として当該設備の点検等の維持管理（以下「維持管理」という。）を行う維持管理付き工事の試行対象工事である。

(○) 本試行においては、工事に係る設備の引渡し時にその支払い額を明確にするため、工事及び維持管理に係る請負代金額については、受発注者間の協議により合意した金額を総価契約の内訳として契約書に記載するものとする。

なお、内訳の金額が合意に至らない場合は、発注者が定めた金額とする。

○ 競争参加資格

(○) ○○地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度一般競争参加資格で通信設備工事の認定を受けていること及び平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の○○地域の競争参加資格を有するものであること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(○) 工事に係る履行期間である平成○年度及び平成○年度において、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ただし、請負金額が2,500万円以上の場合は、現地での据付調整工事の期間については専任で配置できること（現地での据付調整工事の期間は平成○年○月から平成○年○月までを予定している。）。なお、機器製作の現場（工場）の配置予定技術者と据付調整工事の現場の配置予定技術者は同一でなくてもよい。

1) 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとする場合に限る。）とするものに合格した者。）の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

イ. 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高校は5年以上、大学・短大・高専は3年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。

ロ. 電気通信工事の実務経験を10年以上有する者。

ハ. 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気通信工事

業) 及び監理技術者講習終了証を有する者。

- 2) 平成〇年度以降に元請として完成・引渡しが完了した(〇)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の経験は認められない。）。

同種工事の経験が、平成〇年〇月〇日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事（旧地方建設局発注の工事を含み、港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定が65点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあっても同様に工事成績評定が65点未満でないことで経験とする。

- 3) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証（電気通信工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（下記〇. で示す申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができますが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(〇) 維持管理に係る履行期間において、次の①又は②の条件を満たす管理技術者を配置できること。

なお、条件の中で示す「業務経験」とは、通信設備工事又は電気通信施設点検業務の実務経験をいう。

①主任（監理）技術者に求める資格を有する者。

②次のア) からエ) までのいずれかひとつの条件を満たす者。

ア. 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。

イ. 学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。

ウ. ア又はイ以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。

エ. 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。

- ・技術士（総合技術監理部門（電気電子））
- ・技術士（電気電子部門）
- ・第一級電気工事施工管理技士
- ・第一級又は第二級総合無線通信士
- ・第一級又は第二級陸上無線技術士

- ・第一級陸上特殊無線技士
- ・第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- ・第一種電気工事士

(○) 本試行においては、工事に係る履行期間においては主任（監理）技術者及び現場代理人を配置し、維持管理に係る履行期間においては管理技術者を配置すること。

なお、維持管理に係る履行期間においては、管理技術者が業務の管理及び統括を行うものとし、その期間については主任（監理）技術者及び現場代理人の配置を要しないものとする。

(別添2) 入札説明書への記載例（抜粋）

○. 工事概要

- (○) 本試行は、契約を締結した年度を含めた2ヶ年度において、設備の機器製作及び据付調整工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、3ヶ年度にわたり役務の提供として当該設備の点検等の維持管理（以下「維持管理」という。）を行う維持管理付き工事の試行対象工事である。
- (○) 本試行においては、工事に係る設備の引渡し時にその支払い額を明確にするため、工事及び維持管理に係る請負代金額については、受発注者間の協議により合意した金額を総価契約の内訳として契約書に記載するものとする。
- なお、内訳の金額が合意に至らない場合は、発注者が定めた金額とする。

○. 競争参加資格に関する事項

- (○) ○○地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度一般競争参加資格で通信設備工事の認定を受けていること及び平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の○○地域の競争参加資格を有するものであること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (○) 工事に係る履行期間である平成○年度及び平成○年度において、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。

ただし、請負金額が2,500万円以上の場合は、現地での据付調整工事の期間については専任で配置できること（現地での据付調整工事の期間は平成○年○月から平成○年○月までを予定している。）。なお、機器製作の現場（工場）の配置予定技術者と据付調整工事の現場の配置予定技術者は同一でなくてもよい。

- 1) 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとする場合に限る。）とするものに合格した者。）の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

イ. 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高校は5年以上、大学・短大・高専は3年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。

ロ. 電気通信工事の実務経験を10年以上有する者。

- ハ. 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習終了証を有する者。
- 2) 平成〇年度以降に元請として完成・引渡しが完了した(〇)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の経験は認められない。）。
- 同種工事の経験が、平成〇年〇月〇日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事（旧地方建設局発注の工事を含み、港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定が65点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあっても同様に工事成績評定が65点未満でないことで経験とする。
- 3) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証（電気通信工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（下記〇.で示す申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができますが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

(〇) 維持管理に係る履行期間において、次の①又は②の条件を満たす管理技術者を配置できること。

なお、条件の中で示す「業務経験」とは、通信設備工事又は電気通信施設点検業務の実務経験をいう。

- ①主任（監理）技術者に求める資格を有する者。
- ②次のア) からエ) までのいずれかひとつの条件を満たす者。
- ア. 学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。
- イ. 学校教育法による高等学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。
- ウ. ア又はイ以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。
- エ. 以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。
- ・技術士（総合技術監理部門（電気電子））
 - ・技術士（電気電子部門）
 - ・第一級電気工事施工管理技士
 - ・第一級又は第二級総合無線通信士

- ・第一級又は第二級陸上無線技術士
- ・第一級陸上特殊無線技士
- ・第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- ・第一種電気工事士

(○) 本試行においては、工事に係る履行期間においては主任（監理）技術者及び現場代理人を配置し、維持管理に係る履行期間においては管理技術者を配置すること。

なお、維持管理に係る履行期間においては、管理技術者が業務の管理及び統括を行うものとし、その期間については本工事に係る主任（監理）技術者及び現場代理人の配置を要しないものとする。

○. 総合評価に関する事項

(○) 入札に関する事項

○) 技術評価項目の具体的な内容は、以下のとおりである。

○) 技術提案 ○点

テーマ1：(○○設備の維持管理に資する機能に関する項目)：○点

テーマ2：(・・・・・・・・・・・・)：○点

※テーマ及び配点については、適宜設定すること。

(別添3) 契約書標準例
(頭紙)

契 約 書

- 1 工事名 ○○○○工事
- 2 契約の履行場所
- 3 契約の履行期間 平成○年○月○日から
平成○年○月○日まで
うち 工事に係る履行期間（工期） 平成○年○月○日から
平成○年○月○日まで
維持管理に係る履行期間 平成○年○月○日から
平成○年○月○日まで
- 4 請負代金額 ○○○○円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○○○円)
うち 工事に係る請負代金額 ○○○○円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○○○円)
維持管理に係る請負代金額 ○○○○円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ○○○○円)
- 5 契約保証金 ○○○○円
うち 工事に係る契約保証金額 ○○○○円
維持管理に係る契約保証金額 ○○○○円
- 6 調停人
うち 工事に係る調停人
維持管理に係る調停人

上記の工事及び業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別冊の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお契約条項については、工事については別冊1に掲げる条項を、業務については別冊2に掲げる条項を適用することとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日
発注者 住 所 [分任] 支出負担行為担当官（代理）
[分任] 契 約 担 当 官（代理） 印
受注者 住 所
氏 名

(別冊 1) 工事に係る契約条項
(以下、工事に係る契約条項を記載)

(別冊 2) 維持管理に係る契約条項
(以下、維持管理に係る契約条項を記載)

(別添4) 特記仕様書への記載例（抜粋）

(維持管理)

第〇条 維持管理については、「電気通信施設点検業務共通仕様書（案）」及び「電気通信施設点検基準（案）」に基づき実施するとともに、維持管理の実施後、実施した維持管理の結果（技術的所見のとりまとめを含む。）を速やかに提出すること。

また、各年度末においては、当該年度に実施した維持管理の結果を取りまとめた業務報告書を提出すること。

(臨時点検)

第〇条 災害その他の要因により設備に障害が発生した場合、受注者は、発注者の指示により臨時点検を実施し、設備の障害箇所の発見、報告及び修理等を行うものとする。

なお、受注者の責めによらない事由により施設に障害が発生した場合に臨時点検を実施した場合、発注者は契約変更を行うこととする。

(定期交換部品の交換)

第〇条 定期交換部品の交換は、各年度ごとに実施した維持管理の結果に基づき、発注者の指示により実施するものとする。